

令和 08年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

対象期間: 令和7年4月1日～令和8年3月31日

特定事業主名: 群馬県佐波郡玉村町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.2 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	114.1 %
全職員	73.1 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	98.1 %
本庁課長補佐相当職	94.1 %
本庁係長相当職	97.9 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	103.2 %
31～35年	92.4 %
26～30年	93.6 %
21～25年	90.3 %
16～20年	88.4 %
11～15年	93.9 %
6～10年	97.3 %
1～5年	92.2 %

【説明欄】

- 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」のうち、「任期の定めのない常勤職員」の週所定労働時間(38時間45分)未満の者については、「任期の定めのない常勤職員」の所定労働時間で換算した人員数を基に平均年間給与を算出している。
- 本庁部局長・次長相当職の役職段階は男女ともに該当者がいない。
- 扶養手当は男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は82.7%である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。